



GLOBALG.A.P.

GLOBALG.A.P. 一般規則

パートI - 一般要求事項

日本語版 5.1（不明点がある場合は英語版を参照してください）

発効日：2017年7月1日

義務化への移行日：2017年10月1日

目次

1. はじめに.....	3
2. 基準文書.....	3
2.1 文書管理.....	4
3. 認証オプション.....	4
3.1 オプション 1 - 個別認証.....	4
3.2 オプション 2（パート II 参照）.....	5
3.3 ベンチマーク済みのスキーム.....	5
4. 登録プロセス.....	5
4.1 認証機関.....	5
4.2 登録.....	5
4.3 申請および認証の範囲.....	8
5. 評価プロセス.....	11
5.1 オプション 1 - 単一サイトおよび QMS を伴わないマルチサイト.....	11
5.2 オプション 2 およびオプション 1 の QMS（品質マネジメントシステム）を伴うマルチサイト.....	14
5.3 検査時期.....	18
6. 認証プロセス.....	18
6.1 不適合および不順守.....	18
6.2 GLOBALG.A.P.認証を取得し維持するための要求事項.....	19
6.3 認証判定.....	20
6.4 制裁.....	21
6.5 通告および異議申し立て.....	23
6.6 認証機関の制裁.....	23
6.7 GLOBALG.A.P.認証および認証サイクル.....	23
7. ファームアシュアラー.....	25
8. 略語および参考資料.....	25
8.1 略語.....	25
8.2 参考文書.....	26
別紙 I.1 GLOBALG.A.P.の商標およびロゴの使用規則.....	27
1. <u>GLOBALG.A.P.の商標および QR コード・ロゴ</u>	27
2. <u>仕様</u>	28
3. <u>GLOBALG.A.P.番号（GGN）</u>	29
4. <u>GGN 認証生産物ラベル</u>	30
別紙 I.2 GLOBALG.A.P.登録用データの要求事項.....	31
1. <u>必要なマスター・データの種類</u>	31
別紙 I.3 GLOBALG.A.P.認証書のテンプレート.....	1
別紙 I.4 GLOBALG.A.P.の用語の定義.....	35

1. はじめに

この文書は、スコープを特定した規則を除いて、GLOBALG.A.P.総合農場保証（IFA）、食品安全（例えば、生産の安全性）、および/または配合飼料製造基準についての認証を取得しようとしているあらゆる当事者のための認証規則を記載しています。ベンチマーク済みのスキームの規則については、GLOBALG.A.P. ベンチマーク規定に説明されています。英語バージョンの文書では、「shall（～するものとする、～しなければならない）」という単語は、GLOBALG.A.P.の要求事項が義務であることを示すために、GLOBALG.A.P.の IFA 基準文書全体で使用されています。

2. 基準文書

以下の基準文書（および基準として公開されたその他のすべての文書）は、認証を取得しようとしているすべての申請者および GLOBALG.A.P.認証保有者に関係します。

- a) GLOBALG.A.P.認証およびサブライセンス契約：認証機関（CB）と生産者との間の契約です。
GLOBALG.A.P.認証を取得するための法的枠組みを定めるものです。
- b) GLOBALG.A.P.認証およびライセンス契約：認証機関と GLOBALG.A.P. c/o FoodPLUS GmbH との間の契約です。
- c) GLOBALG.A.P.管理点および適合基準（CPCC）：生産者のための適合要件を定めている文書です。
注記：別紙または別紙の一部が必須であると述べていない限り、CPCC で参照されている別紙は指針です。必須のものは別紙類の表題において必須であると述べています。それ以外の管理点および適合基準文書において参照される指針は、要求事項を遵守するために生産者が指標とするもので、基準文書ではありません。
- d) GLOBALG.A.P.のチェックリスト：
 - 管理点および適合基準
 - 品質マネジメントシステム（QMS）の要求事項（生産者グループおよび QMS を伴うマルチサイト）：品質マネジメントシステムのための要求事項を定めます。
これらの文書あるいは逐語的な内容によって適宜変更されたものが、すべての監査、検査、および自己評価に使用されます。
- e) 国別解釈ガイドライン（NIG）：関係国に管理点および適合基準の解説および適応を提供します。それぞれの技術委員会によって承認された国についてのみ入手可能です。それらが承認され公表されると、直ちにこれらの使用が義務付けられます。
- f) GLOBALG.A.P.一般規則（GR；この文書）：品質マネジメントシステムおよび関連する問題に対する要求事項だけでなく、認証プロセスがどのように機能するかを定めています。
- g) GLOBALG.A.P.特別規則（例えば、農作物規則、家畜規則、水産養殖規則、配合飼料製造規則）：認証プロセスが、特定のスコープごとにどのように機能するかを定義します。
- h) GLOBALG.A.P.事務局によって発行され、GLOBALG.A.P.のウェブサイトで公表される技術的なニュースおよび基準の更新。

2.1 文書管理

- a) すべての基準文書の最新バージョンは、GLOBALG.A.P.のウェブサイトから無料でダウンロードすることができます。
- b) 言語: オリジナル文書は英語で書かれています。GLOBALG.A.P.の文書はその他の言語に翻訳され、GLOBALG.A.P.のウェブサイトで公表されます。一旦掲載されたならば、これらの公式のGLOBALG.A.P.文書が、その言語での認証に使用できる唯一の文書となります。翻訳で相違がある場合には、英語版が優先するものとします。
- c) 文書の変更:
 1. 基準文書は、固有の文書コード、バージョン番号、および日付によって識別されています。
 2. バージョン名内の日付は、文書の発行日を示しています。「改版登録」の日付は、文書が有効になる日付を示しています。
 3. バージョン番号: 1桁目または2桁目の数字の変更(例えば、4.1から5.0に、または5.0から5.1に)は、要求事項における変更、すなわちバージョン変更を示しています。その他の桁の数字の変更(例えば、5.0から5.0-1に変更)は、基準の要求事項に影響しない更新を示しています。
 4. 更新は、一般規則およびCPCCの文書において個別に行われますが、バージョン変更はすべての基準文書に影響します。
 5. 更新は、公式連絡としてGLOBALG.A.P.に認定されたすべての認証機関に送付されます。更新を顧客に通知することは、認証機関の責任です。
 6. 変更の要約は「バージョン/改版登録」のセクションに示されています。このセクションは、バージョン更新毎に別途公表されるか、または新しい版の文書の最後に記載されます。

3. 認証オプション

GLOBALG.A.P.基準が対象とするすべての一次農産物の生産者は、GLOBALG.A.P.認証を申請することができます。

GLOBALG.A.P.認証においては、「生産者」という用語は、生産プロセス、および、それらの人または事業体によって販売される、それぞれのスコープの生産物について法的な責任を負う、人(個人)または事業体(企業、個別生産者、あるいは生産者グループ)のことを言います。この一般規則において、「生産者」という用語は、家畜の輸送企業および飼料製造業者という意味でも使用されています。

生産者は、2つのオプション(GLOBALG.A.P.またはベンチマーク済みのスキームの下での、個別またはグループ認証)のいずれかで認証を申請できます。これらのオプションは、認証を申請する法人の構成に基づきます。オプションの各々についての評価プロセスは、セクション5に記載されています。

3.1 オプション1 - 個別認証

- a) 個別生産者が認証(GLOBALG.A.P.またはベンチマーク済みのスキーム)を申請します。
- b) 個別生産者は一旦認証されると、認証保有者となります。

ストに記載され、そのリストはデータベースへの登録前にチェックされるものとします。いかなる誤用の場合でも、GLOBALG.A.P.メンバーに通知されるものとします。

- d) 機密性、データ使用、およびデータ公開:
- (i) 申請者は、登録時に、GLOBALG.A.P.および認証機関が内部処理および制裁手続きに登録データを使用することを書面により許可します。
 - (ii) GLOBALG.A.P.のデータベース内のすべてのデータは、GLOBALG.A.P.および生産者/生産者グループが利用している認証機関から入手可能であり、内部処理および制裁手続きに使用することができます。
 - (iii) 最小限義務付けられるデータ公開レベルは、機密性およびデータ使用に関する追加情報と同様に、データ・アクセス規則によって定義されており、www.globalgap.org/documents で入手可能です。
 - (iv) 申請者（企業、個別生産者またはグループのメンバー）が最低限の公開に同意しない場合、申請者はサブライセンスおよび認証の契約に同意していないことになり、認証を受けることも、認証を取得しようとする生産者グループに属することもできません。
 - (v) (iii) 項に述べられている以外のデータは、申請者の書面による同意なしに、GLOBALG.A.P.または認証機関によっていかなる部外者に対しても公開することができません。
 - (vi) GLOBALG.A.P.バージョン 5 以降、生産者の認証履歴（以前に認証書有効性確認ツールとして公開されていたデータ）は、市場参加者に示されます。
- e) 認証機関と生産者との間のサービス契約は、最長 4 年間を有効期限とし、その後の更新も 4 年間を有効期限の上限とします。
- f) 申請者:
- (i) 異なる認証機関、あるいは異なる認証オプションで重複して同じ生産物を登録することはできません。
 - (ii) 異なる認証機関に異なる生産物および異なる認証オプションを登録することができます。（例えば、オプション 1 でリンゴ、オプション 2 でサクランボを登録する場合ある認証機関にリンゴ、また別の認証機関にサクランボ、あるいは同じ認証機関に両方の作物を登録することが可能です）
 - (iii) 異なる国にある生産サイトまたはグループメンバーを 1 つの認証で登録することはいかなる認証機関でもできません。GLOBALG.A.P.事務局は、個々の場合に応じて、あるいは国別解釈ガイドラインの範囲で例外を与えることができます。
 - (iv) 同じ生産物について、GLOBALG.A.P. IFA バージョン 5 と食品安全基準（FSS）バージョン 5 とを組み合わせた認証を登録することができますが、同じ認証機関のみ可能です。
 - (v) IFA の下でいくつかの生産物を登録し、また FSS の下でその他の生産物を登録することができます。
 - (vi) 以前に同じ生産物について IFA 認定を受けていた場合、FSS だけについて登録することはできません。
- 例：申請者が以前に IFA 認証を受けたリンゴについて FSS 認証を望む場合、申請者はリンゴを IFA および PSS を組み合わせた認証でのみ登録することができます。

- g) 登録が完了するためには、申請者は以下の条件すべてが満たされているものとします。
- (i) 必要なすべての情報が含まれている申請書一式を認証機関に提出すること。
 - (ii) 申請者は、認証機関との GLOBALG.A.P. 認証およびサブライセンス契約の最新版（GLOBALG.A.P.のウェブサイトにおいて入手可能）あるいは認証機関とのサービス契約書/合意書への署名をもって GLOBALG.A.P.認証およびサブライセンス契約の受領とそこに含まれるものを明確に認めるものとします。また認証機関は、生産者に対してサブライセンスおよび認証の契約のコピーを渡すものとします。
 - (iii) GGN またはグローバル・ロケーションナンバー（GLN）がない場合、GLOBALG.A.P.ナンバー（GGN）の割り当てを受けること。
 - (iv) 最新の GLOBALG.A.P.の料金表（GLOBALG.A.P.のウェブサイトですべて入手可能）で説明されている、GLOBALG.A.P.の登録料を支払う書面に同意すること。
- h) 初回の認証および認証機関の変更の場合の登録プロセスは、検査が行われる前に完了されるものとします。
- i) 初回登録の場合、認証機関は申請を確認し、申請の受領完了から 28 暦日以内に申請者に GGN を通知するものとします。
- j) 生産サイトは、所有または賃貸され、最終的に 1 つの法人によって管理され、また同じ経営資源（水源、労働者、設備、店舗など）が使用される生産区域（例えば、圃場、プロット、池、牧場）として定義されます。1 つのサイトは、数か所の非隣接区域（境界を共有しない、不連続な区域）を含むことができ、また同じサイトで 2 つ以上の生産物を生産することができます。GLOBALG.A.P.の認証範囲に含まれる生産物のすべての生産サイトを特定し、登録するものとします。
- 生産サイトのための要求事項：
- (i) すべての生産サイトは、法人の直接管理下で所有または賃貸されるものとします。
 - (ii) 法人が生産サイトを所有していない場合、サイト所有者との契約書があるものとします。それにはサイト所有者が貸し出したサイトでの生産活動に関するいかなる責任、介入または決定権を持っていないことを明確に示す文言を含んでいるものとします。各生産サイトの所有者と法人との間で、以下の事項を含む有効な契約書があるものとします。
 - 認証保有者/生産者メンバーの名前および法的身分証明
 - サイト所有者の名前および法的身分証明
 - サイト所有者の連絡先
 - 個々の生産サイトの詳細
 - 両者の代表者の署名
 - (iii) 認証保有者は、生産物を市場に出すことを含むすべての登録された生産活動についての法的責任があります。
- k) 生産物取り扱い単位（PHU）は生産物を取り扱う施設として定義されます。生産者が 2 つ以上の PHU で GLOBALG.A.P.の認証範囲に含まれる生産物を取り扱う場合、これらすべてを特定して登録するものとします。

4.2.2 新しい認証機関への登録

- a) 既に登録されている生産者が認証機関を変更するか、または異なる生産物の認証のために新しい認証機関に申請する場合、その生産者は、GLOBALG.A.P.によって割り当てられた GGN を新しい認証機関へ連絡するものとし、実施しないと、オプション1の生産者に対して100ユーロ、またオプション2の生産者グループに対して500ユーロの登録追加料金がかかります。
- b) 元の認証機関が対応している不適合を是正するまで、制裁対象とされている認証保有者は認証機関を変更することができません。
- c) 個々の生産者メンバーに対して、生産者グループから出された何らかの保留中の制裁があるか、または認証機関から提起された何らかの未解決の問題がある場合、その生産者メンバーは、（登録済みの生産物について）そのグループを離れて別のグループに登録することを認められていません。

4.3 申請および認証の範囲

4.3.1 GLOBALG.A.P.の一般規則が対象とする基準:

GLOBALG.A.P.の認証の範囲には、以下の事項が含まれます。

- a) 1次農産物の管理された生産プロセス。このプロセスは野生生物の捕獲、天然魚の捕獲、あるいは山野で採集された植物は対象とされません。
- b) GLOBALG.A.P.のウェブサイトで公表されたGLOBALG.A.P.の生産物リストに含まれた生産物だけが、認証登録することができます。GLOBALG.A.P.の生産物リストは制限されておらず、要求に基づいて拡張することができます。
- c) 生産者自身によって作られる生産物のみ認証可能です。生産者は、自ら生産しない生産物の生産についての認証を受けることができません。

IFAの管理点および適合基準(CPCC)の文書は、生産サイトにおける異なる分野または活動レベルを対象とする各々の異なるモジュールに分かれています。これらのモジュールは、以下のとおりグループ化されます。

- a) スコープモジュール: より一般的な生産問題を対象とし、より広範に等級付けされる。これらは次のとおりです。全農場基本、農作物基本、家畜基本、水産養殖基本モジュール。
- b) サブスコープモジュール: 生産物の種類ごとに分類された、より具体的な生産詳細を網羅しています。

食品安全基準(SS)は、IFA基準の与えられたサブスコープの食品安全の要素だけを対象とします。(例えば、生産安全基準は、青果物サブスコープの食品安全の要素だけ対象とします)

CFM CPCCは、配合飼料の製造要件を網羅しています。

4.3.2 並行生産 (PP) または並行所有 (PO)

4.3.2.1 定義

並行生産 (PP) :

並行生産とは、個別生産者、生産者メンバー、または生産者グループが、同じ生産物について一部を認証済みの生産物として、また一部を非認証の生産物として生産する状況のことです。また認証に登録される生産物を生産する生産者グループのすべてのメンバーが、認証書の範囲に含まれているとは限らない場合、それも並行生産と見なされます。

例: 生産者がリンゴを栽培しています。リンゴ生産の一部だけが認証されます。

農家が認証品としてある生産物を生産し、また非認証品として別の生産物を生産する状況は、並行生産ではありません。(例えば、認証済みのリンゴと非認証の西洋ナシ)

並行所有 (PO) :

並行所有は、個別生産者、生産者メンバー、または生産者グループが、認証済みの生産の下で栽培する生産物と同じ生産物の非認証品を購入する状況です。

例: 生産者は認証済みのリンゴを栽培しており、他の生産者から非認証のリンゴを購入しています。

以下の場合、並行所有とは見なされません。

- 生産者/生産者グループは、GLOBALG.A.P.に認証済みの別の生産者から、認証済みの生産物を追加で購入します。
- 認証済みの生産者は、非認証の生産者の生産物を外部委託事業者の立場で取り扱います。つまり、認証済みの生産者は非認証の生産物を購入しません。

4.3.2.2 登録

GLOBALG.A.P.認証品と非認証品(同じ生産物)を所有する全ての申請者/認証保有者(個別生産者、マルチサイト、または生産者グループ)は、並行生産(PP)または並行所有(PO)の登録をする必要があります。

4.3.2.2.1 登録ステップ

- (i) 生産者は、登録申請期間中に、並行生産/並行所有についてそれぞれの認証機関に申告するものとし、生産者グループは、認証範囲に含まれる同じ生産物の非認証品を購入/販売する生産者メンバーを明確に識別するものとし、(したがって、生産者メンバー毎に「並行生産あり」として登録されなければなりません)
- (ii) 認証機関は、GLOBALG.A.P.データベースに、生産者ごとの並行生産および/または並行所有の有無を(生産物ごとに)登録するものとし、

- (iii) 生産者は、並行生産 / 並行所有を開始する際、いつでも並行生産/並行所有の登録をすることができますが、不適合の場合の制裁を避けるためにこの登録を取り急ぎの是正措置として利用することはできません。

不適合があった場合、生産プロセス全体についての是正措置が効果的に実施されるまで、生産者はそれに従って制裁を受けるものとします。

例 1. 並行生産/並行所有に登録していない生産者の検査中に、認証機関は、生産者が認証されたものと同じ種類の非認証品の販売を発見しました。この場合には、認証機関は直ちに生産者の認証を一時停止するものとします。一時停止は、並行生産/並行所有の登録、ならびに、すべてのトレーサビリティおよび隔離要求事項への順守が検証された後のみ解除することができます。

例 2. 監査中に生産プロセスのある部分が不順守であると分かりました。また生産者はそれを分離し、生産プロセスの残りの部分の認証を維持したいと考えています。これは不可能であり、通常の制裁措置および認証手順に従うものとします。

(例えば、登録時に予定していなかったが、GLOBALG.A.P.ではない生産物を購入する必要が生じたため) 生産者が認証書の有効期間中に並行生産/並行所有の登録をしたいと考える場合には、認証機関は、該当する管理点をチェックし、GLOBALG.A.P.のデータベース内の情報と認証書を更新するために、特別な検査/監査を実施しなければならないでしょう。

生産者が、非認証の生産物を購入するかどうかまだ確実ではないが、そのシーズンの初めに並行所有の登録をしたいと考えている場合、認証機関は、トレーサビリティおよび隔離の手順が利用可能であり、実施の準備ができていかどうかを評価します。認証されていない供給元から生産物の購入が始まる場合、認証機関は手順実施の証拠(文書または現地評価)を要求するものとします。

4.3.2.3 並行生産/並行所有で登録された生産者の識別

GGN は、認証状況を確認するために使用されます。生産者が GGN によって最終生産物を識別することにより、並行生産/並行所有で登録されているすべての生産者の生産物が、認証済みのプロセス (AF 13.2 GLOBALG.A.P.生産物の識別を参照) に由来するかどうかを確認できます。

並行生産/並行所有は、認証書に明記されなければならず、さらに GLOBALG.A.P.のデータベース内のオンライン認証書を見ることで確認できます。

4.3.2.4 並行生産/並行所有がある生産者のための追加の要求事項

すべての生産物は、それぞれの生産サイト/生産物取り扱い施設まで追跡可能であり、また認証済みの生産物および非認証の生産物は、常に、完全に隔離されるものとします。生産者は、トレーサビリティおよび記録の仕組みが、完全なトレーサビリティおよび隔離を保証することを示せなければなりません。

同じ生産物取り扱い施設内で、認証済みの生産物および非認証の生産物を取り扱うことは可能です。1 つの生産サイトでの並行生産は認められていません。可能な場合、例外事項はそれぞれのスコープ特定規則に説明されています。

4.3.3 立証責任

- a) GLOBALG.A.P.認証保有者に関する、GLOBALG.A.P.事務局に提出されている認証済みのステータス/要求に関して影響を与える可能性がある情報（例えば、MRL の超過、微生物汚染など）が出てきた場合には、認証保有者および対応する認証機関は GLOBALG.A.P.の基準への適合の証拠のを検証し提供することによって、クレームに反論する責任があります。
- b) 所見および取られた措置は、認証機関が決めた期限内に GLOBALG.A.P.事務局に報告されるものとします。
- c) 認証保有者および対応する認証機関が、GLOBALG.A.P.事務局が決めた期限内に、要求された適合の証拠を提示しない場合、GLOBALG.A.P.一般規則に記載されている制裁手順に従って制裁を受けます。
- d) 証拠が試験所の分析を含む場合には、認定試験所（ISO 17025）による分析と、独立したサンプル抽出（関連する CPCC に定められた規則に従って）がされていなければなりません。

5. 評価プロセス

登録済みの関係者は、認証を取得するために自己評価（オプション 1 およびオプション 1 の QMS のないマルチサイト）、あるいは内部の検査/監査（オプション 1 の QMS のあるマルチサイトおよびオプション 2）のいずれかを行うものとします。また、選ばれた認証機関によって検査/監査を受けるものとします。これらの評価のいずれの間においても、コメントは、自己評価を除き、すべての上位の義務およびすべての不適合、ならびに適用除外の下位の義務の管理点について記載されるものとします。

5.1 オプション 1 - 単一サイトおよび QMS を伴わないマルチサイト

- a) このセクションは、QMS の実施なしで運営されている単一の生産サイトまたは複数の生産サイトを持つ、単一の法人（個別生産者または企業）である申請者に適用可能です。
- b) 認証書が発行される前（初回評価）、およびその後毎年行われる評価（更新評価）の要約:

	初回評価
生産者による自己評価	1. スコープ全体（すべての登録済みサイト）
認証機関による外部評価	2. スコープ全体（すべての登録済みサイト）の事前通知検査 3. 初回認証後：追加で、抜き打ち検査（認証保有者の最低 10%）

5.1.1 自己評価

- a) 自己評価は、以下のとおりです。
 - (i) 該当する管理点の要求事項への適合を検証するために、認証範囲の下ですべての登録済みの生産サイト、生産物、およびプロセスを対象とすること。
 - (ii) 生産者によって、あるいは、その責任の下で実施すること。
 - (iii) 初回検査の前に実施すること。またその後も、更新検査の前に、すべての関連するスコープおよびサブスコープ、ならびに登録面積を含む、チェックリストの全項目（上位および下位の義

務および推奨事項) に対して、少なくとも年一回実施すること。完成したチェックリストは、レビューのために常にサイトで閲覧可能であるものとします。

- (iv) 自己評価チェックリストには、すべての適用除外の管理点および不適合の管理点について確認された証拠のコメントを記載しなければなりません。

5.1.2 認証機関の検査

- a) これらの検査（事前通知および抜き打ち）は、認証機関の検査員または監査員（パート III の認証機関の検査員および監査員の要求事項を参照）によって実施されるものとします。
- (i) 認証機関は、適用されるスコープおよびサブスコープのチェックリスト全項目（上位の義務、下位の義務、および推奨事項）を検査するものとします。
- (ii) 検査は、次の事項を対象とするものとします。
- a) 受理されたすべての生産物および生産プロセス
 - b) 登録済みのすべての生産サイト
 - c) 登録済みの生産物取り扱い単位
 - d) 関連する場合、管理サイト

5.1.2.1 事前通知検査

各生産者は、初回評価で 1 回、その後 1 年に 1 回、認証機関の事前通知検査を受けなければなりません。

認証機関は、事前通知検査（初回および更新の両方）を 2 つのモジュールに分割することができ、それらは同じ検査員/監査員によって検証されるものとします。

- (i) オフサイト・モジュール: これは、検査の前に QMS によって認証機関に送付された、自己評価、リスク評価、複数の CPCC において要求される手順、獣医療計画（該当する場合）、分析プログラム（頻度、指標、場所）、分析報告書、ライセンス、使用される薬剤・農薬のリスト、試験所認定の証拠、外部に委託する作業の認証書または検査報告書、農薬/肥料/薬剤の使用記録などを含む、文書の机上レビューから成り立っています。オフサイト・モジュールのレビューは、オンサイト・モジュールの検査の少なくとも 2 週間前までに行なわなければなりません。
- (ii) オンサイト・モジュール: これは、チェックリストの残りの内容の現地検査、現地での生産プロセスの確認、およびオフサイトで評価された情報の検証から成り立っています。

2 つのモジュールが使用される理由は、検査の全期間が短縮されないとしても、現地での所要時間を短縮するためです。

認証機関が、その顧客にオフサイト・モジュールを提供するかどうかを決めます。認証機関が、その顧客にオフサイト・モジュールを提供する場合には、その利用について各生産者と相互に合意するものとします。

必要書類が機密であると見なされる場合、生産者には、認証機関にそれらを送付しない権利があります。この場合には、現地検査中に情報が閲覧できなければなりません。（一般規則パート III にあるオフサイト・モジュールの説明を参照）

5.1.2.2 抜き打ち検査

- (i) 認証機関は、認証書の有効な 12 か月間に、認証機関が QMS を伴わないオプション 1 の下で認証した生産者の抜き打ち検査を、サブスコープごとの認証保有者数の最低 10%実施するものとしします。
- (ii) GLOBALG.A.P.事務局が短縮版のチェックリストを承認していない限り、認証機関は、適用スコープおよびサブスコープの、上位および下位の義務を検査するものとしします。あらゆる不適合は、事前通知検査で見つかった場合と同じ方法で取り扱われます。
- (iii) 認証機関は、訪問に先立って生産者に通知することができますが、通常 48 時間（2 営業日）よりも前に通知されることはありません。認証機関から提示された日付を生産者が受け入れることが不可能（健康上の、またはその他の正当な理由のために）な事例においては例外的に、生産者は抜き打ち検査を通知される機会をさらに 1 回得るものとしします。最初の提示日付を受け入れない場合、生産者は書面による警告を受け取るものとしします。生産者には、48 時間の訪問通知が別途送付されます。正当と認められない理由のために訪問ができない場合、すべての生産物の認証が一時停止されます。

5.1.2.3 抜き打ち緩和プログラム

- (i) 生産者は、抜き打ち緩和プログラムを選択することができます。認証機関は生産者にこのプログラムを伝え、提供する必要があります。
- (ii) この抜き打ち検査緩和プログラムでは、生産者は追加の抜き打ち検査 10%を免除されます。その代わりに、年次の更新検査は事前告知なし実施され、5.1.2.2 のルールに従い行われます。これは認証機関の検査費用引き下げを可能にします（一般規則パート III 抜き打ち検査緩和プログラム 参照）。
- (iii) 抜き打ち緩和プログラムの下での検査は、必ず関連するスコープおよびサブスコープの IFA チェックリスト全項目を使用して実施されるものとしします。
- (iv) 抜き打ち緩和プログラムの参加者は、オフサイト・モジュールの検査方法から除外されます。
- (v) 抜き打ち緩和プログラムへの参加は、GLOBALG.A.P.のデータベースにおける一つの属性として登録されます。
- (vi) 妥当な理由があれば（苦情のフォローアップなど）、認証機関は認証書の有効期間において抜き打ち検査の予定を立てる権利があります。
- (vii) 生産者がアドオンについて検査される必要があり、アドオン規則が抜き打ちのアドオン評価を明確に除外する場合、生産者は抜き打ち緩和プログラムに参加することができません。

5.2 オプション 2 およびオプション 1 の QMS (品質マネジメントシステム) を伴うマルチサイト

- a) このセクションは、一般規則パート II で設定された要求事項を満たす QMS を実施している、複数のサイトを持つグループおよび個人に適用可能です。
- b) 申請者は、認証対象の全ての生産者および生産サイトが常に認証要件を順守していることについて、明確な責任があります。
- c) 認証機関は、すべての生産者または生産サイトを検査するのではなく、サンプルを抽出して検査します。したがって、各生産者または生産サイトが認証要件を順守しているかどうかを判断することは認証機関の責任ではありません（この責任は申請者にあります）。認証機関は、申請者の内部統制が適切かどうかを評価するものとします。
- d) 認証書が発行される前（初回評価）と、その後毎年行われる評価（更新評価）の要約:

	初回評価	更新評価
生産者グループおよびオプション 1 の QMS を伴うマルチサイトの内部評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 内部QMS監査 2. 登録された各生産者/生産サイト、およびすべての生産物取り扱い単位での内部検査 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 内部QMS監査 2. 登録された各生産者/生産サイト、およびすべての生産物取り扱い単位での内部検査
認証機関による外部評価	<p>初回訪問</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事前通知QMS監査 + 作業中に登録された中央生産物取り扱い単位の総数の平方根が対象 2. 登録された生産者/生産サイトの平方根が対象（最低でも） <p>2回目の訪問（サーベイランス）</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 認証済みの生産者/生産サイトの平方根の（最低でも）50%を対象とした維持検査 	<p>初回訪問</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事前通知QMS監査 2. a 登録された生産者/生産サイトの実数の（最低でも）平方根が対象あるいは、 2. b 前回のサーベイランスにおいて制裁がない場合: 登録された生産者/生産サイトの実数の（最小の）平方根を対象とした検査 - 前回の更新検査で検査された生産者/生産サイトの数 <p>2回目の訪問（サーベイランス）</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 認証済みの生産者/生産サイトの実数の平方根の（最低でも）50%を対象とした更新検査

	初回評価	更新評価
生産物取り扱い検査、認証機関による外部評価	<p>初回または2回目の訪問時:</p> <p>中心となる作物の取り扱い施設が1か所しかない場合、そこは作業中に毎年検査されるものとしします。</p> <p>2つ以上の中央生産物取り扱い施設がある場合、登録された中央生産物取り扱い施設の総数の平方根が、作業中に検査されるものとしします。</p> <p>生産物の取り扱いが中央で行われず、生産者メンバーの農場で行われる場合、このことは検査の対象となる生産者のサンプルを決定する際に考慮されます。</p> <p>水産養殖については、すべての生産物取り扱い施設毎には 毎年作業中に検査されるものとしします。</p>	
抜き打ちのQMS 監査、認証機関による外部評価	追加で、抜き打ちのQMS監査が、QMSを伴う認証保有者の10%に実施されます。	

5.2.1 内部評価

- a) 申請者は、認証要件の順守を確認し確実にするために、認証範囲内のすべての生産物およびプロセスを対象とする、すべての生産者および/または生産現場の内部評価を実施するものとしします。
- b) 内部評価は、セクション 1.5 および 1.6 の下で一般規則パート II に定める要求事項、ならびに以下の事項を含めて順守するものとしします。
 - (i) QMSの内部監査は、認定機関の初回の監査の前に内部監査員によって、また、その後も 1 年に 1 回実施されなければなりません。
 - (ii) 登録された各生産者、生産サイトおよび生産物の取り扱い単位 (PHU) の内部検査は、内部検査員によって最初の認証機関の検査の前に実施され、その後も 1 年に 1 回実施されるものとしします。

5.2.2 認証機関の品質マネジメントシステム (QMS) 監査

- a) 監査 (事前通知および抜き打ち) は、認証機関の監査員 (パート III の認証機関の監査員の要求事項を参照のこと) によって実施されるものとしします。
- b) 監査 (事前通知および抜き打ち) は、GLOBALG.A.P.のウェブサイトで公開されている QMS チェックリストに基づくものとしします。

5.2.2.1 事前通知監査

認証機関は、初回評価において QMS の事前通知監査を 1 回実施し、その後は 1 年に 1 回実施するものとしします。

認証機関は、事前通知監査を 2 つのモジュールに分割することができ、それは同じ監査員によって検証されるものとしします。

- (i) オフサイト・モジュール: これは、監査の前に QMS によって認証機関に送付された、内部監査報告書、承認された生産者メンバー/生産サイトの内部登録簿、食品安全方針声明、リスク評価、一般規則パート II において要求される手順、および残留農薬検査ルール（頻度、検査項目と基準値、サンプル抽出方法）、残留分析報告書、資格、使用される薬剤・農薬のリスト、試験所認定の証拠および認証書、あるいは外部委託業務の検査報告書などを含む、文書の机上レビューから成り立っています。
- (ii) オンサイト・モジュール: これは、QMS チェックリストの残りの内容の現地検査、加えて、オフサイトで評価された情報、およびオンサイトで機能している管理システムの検証から成り立っています。（例えば、内部検査、トレーサビリティ、区分管理、およびマスバランス、中央生産物取り扱い単位など）

両方のモジュールを使用する目的は現地の所要期間を短縮することですが、監査の全体的な期間は短縮されません。認証機関が、その顧客にオフサイト・モジュールを提供するかどうかを決めます。認証機関が、その顧客にオフサイト・モジュールを提供する場合には、その利用について各生産者と相互に合意するものとします。

認証機関は、その顧客にオフサイト・モジュールを提供するかどうかを決定します。認証機関が、その顧客にオフサイト・モジュールを提供する場合には、その利用について各生産者のグループ/企業と相互に合意するものとします。

必要書類が機密であると見なされる場合、生産者のグループ/企業には、認証機関にそれらを送付しない権利があります。この場合には、現地検査中にその情報が閲覧できなければなりません。

（一般規則パート III にあるオフサイト・モジュールの説明も参照）

5.2.2.2 QMS の抜き打ち監査

- (i) 認証機関は、認証済みの生産者グループおよび QMS のあるマルチサイトの最低 10%の追加の QMS の抜き打ち監査を毎年実施するものとします。
- (ii) あらゆる不順守は、事前通知監査で見つかった場合と同様に取り扱われます。。
- (iii) 認証機関は、訪問予定に先立って生産者にそれを通知することができますが、通常 48 時間（2 営業日）より前に通知されることはありません。認証保有者が（健康上の、またはその他の正当な理由のために）提示された日付を受け入れることが不可能である場合は、例外的に、認証保有者は抜き打ちサーベイランス検査の通知を受ける機会をもう 1 回を得るものとします。最初に提示された日付が承認されない場合、認証保有者は書面による警告を受けるものとします。認証保有者には、48 時間前訪問通知が別途送付されます。正当と認められない理由のために訪問を行なうことができない場合、すべての生産物の認証が一時停止します。

5.2.3 認証機関による生産者/生産サイトの検査

- a) 認証機関の検査員または検査員が、検査を実施するものとします。
- b) 認証機関は、すべての検査において、適用されるスコープおよびサブスコープの全項目を網羅したチェックリスト（上位および下位の義務および推奨事項）を使用するものとします。
- c) 選ばれた生産者メンバーまたは生産現場ごとの検査は、申請が受理されたすべての生産物、生産プロセス、ならびに該当する場合は生産物取り扱い単位および事務所も対象としなければなりません。

- d) **初回検査または新しい認証機関による最初の検査:** 認証スコープの生産者/生産サイトの総数の平方根を最低数として（小数点以下は切り上げ）、認証書が発行される前に選ばれた生産者/生産サイトの検査を実施しなければなりません。認証書の有効期間中、認証済みの生産者/生産サイトの総数の平方根の50%（最低でも）のサーベイランス検査が実施されるものとします。
- e) **更新検査:**
- (i) 認証機関は、各生産者グループおよびマルチサイトの事前通知された外部検査を毎年実施するものとします。
 - (ii) 検査は、システムの信頼性を高める目的で、認証サイクルの中で 2 回の訪問に分けるものとします。
 - 認証更新検査、および、
 - 生産者のサーベイランス検査これは、認証サイクル中に必要な検査の最低数を削減するものではありません。
 - (iii) 認証サイクルの中で検査される生産者/サイトの数は、（生産物の種類によってグループ化された）生産者/生産サイトの現在の数の平方根と等しいものとします。生産者/生産サイトの平方根の半分（50%）は、サーベイランス検査中に検査されるものとします。
 - (iv) 以下の前提条件が満たされている限り、認証機関による次の通常の事前通知監査のサンプリング数は、生産者/生産サイトの現在の数の平方根から前回のサーベイランス検査で検査された生産者/生産サイトの数を差し引いた数に削減することができます。
 - 不順守が、生産者/生産サイトのサーベイランス検査時に発見されない。および、
 - QMS 監査の結果から、システムの堅牢性について疑念を生じない。例 1: 50 戸のメンバーがいる生産者グループでは、認証機関は初回監査中に 8 戸のメンバー（50 の平方根）を検査するものとし、次のサーベイランス検査中に、4 戸（ 0.5×8 ）のメンバーが検査されるものとします。最初の年に検査される生産者の総数は、12 戸です。翌年は、前回の 4 戸のサーベイランス検査中に不順守が発見されなかった場合、認証機関は、認証更新監査中に 4 戸の生産者を検査し、その後、サーベイランス検査中に他の 4 戸を検査するものとします。例 2: 初回の監査時には 5 戸のメンバーがいる生産者グループでは 3 戸のメンバー（5 の平方根）が、また、その次のサーベイランス検査中には 2 戸（ 0.5×3 ）のメンバーが検査されるものとします。翌年に、グループ・メンバーの全体の戸数が 4 戸まで減少し、不順守が前回の生産者のサーベイランス検査中に検出されなかったとしても、1 戸の生産者が引き続き認証更新監査中に検査されるものとします。
 - (v) 認証判定が下される前に、少なくとも生産者/生産拠点の総数の平方根が過去 12 か月間に検査されているものとします。
 - (vi) 不適合が構造的なものであるか否かを調査する必要がある場合、認証機関は、サーベイランス検査中にサンプル数を増やすことができます。

5.3 検査時期

5.3.1 初回（最初の）検査

- a) このセクションは、初めて GLOBALG.A.P.認証を取得しようとしている生産者、および新しい生産物を既存の GLOBALG.A.P.の認証書に追加したい生産者に適用されます。生産者がある認証機関から別の認証機関に移行するとき、あるいは GLOBALG.A.P. IFA 基準から同等な承認済みの修正チェックリストまたはスキームへ（あるいは、その逆の順序で）移行する場合、初回検査ではなく更新検査と見なされます。
- b) 認証機関が申請者の登録を受理するまで、検査を行うことはできません。
- c) 認証に初めて登録され、受理された生産物の各生産プロセスは、認証書の発行に先立って、完全に評価される（該当するすべての管理点について確認される）ものとしします。
- d) まだ収穫されていない生産物は、認証に含めてはなりません（つまり、未来の生産物を認証することはできません）。
- e) 抜き打ち検査（QMS を伴わないオプション 1）中、またはサーベイランス検査（オプション 2/QMS を伴うオプション 1）中に、新しい生産物について該当するすべての管理点が確認される場合、既存の認証書に新しい生産物を追加することは可能です。
- f) 申請者は、登録日から初回検査まで、あるいは初回検査前の少なくとも 3 か月のうちいずれか長いほうの期間の記録を付けていることとし、認証機関はその記録を検査します。
- g) GLOBALG.A.P.に登録する前に、収穫/屠殺/処理された生産物は認証することができません。
- h) 生産者が GLOBALG.A.P.に登録する前の収穫または生産物の取り扱いに関連する記録は無効です。

5.3.2 更新検査

- a) 認証について初めて登録され、承認された生産物の各生産プロセスは、認証書の発行に先立ち、更新検査によって毎年完全に再評価される（該当する管理点がすべて検証される）ものとしします。これは、生産者が認証機関を変更する場合にも適用されます。
- b) 更新検査は、8 か月間にわたる「検査期間」中にいつでも実施することができます。認証書の元の有効期限の 4 か月前から、および（認証機関が GLOBALG.A.P.のデータベースにおいて認証書の有効性を延長する場合のみ）認証書の元の有効期限の 4 か月後まで。
例：最初の認証日：2015 年 2 月 14 日（有効期限：2016 年 2 月 13 日）。第 2 回の検査は、認証書の有効期限が延長される場合、2015 年 10 月 14 日から 2016 年 6 月 13 日までのいつでも可能です。
- c) 再認証のための 2 回の検査の間に、最低 6 か月の期間があるものとしします。

6. 認証プロセス

6.1 不適合および不順守

- a) **不適合（管理点を含む）**：GLOBALG.A.P.チェックリストの下位の義務または推奨事項が、適合基準に従って満たされていないこと。
- b) **不順守（GLOBALG.A.P.の認証規則を含む）**：認証書（6.2 項を参照のこと）を取得するために必要な GLOBALG.A.P.規則に違反していること。（例えば、1 つ以上の上位の義務の不適合、または適用される下位の義務の 5%を超える不適合）

- c) **契約上の不順守:** GLOBALG.A.P.の問題に関連する、認証機関と生産者との間で結ばれた契約における違反。

事例: 法的要求事項に適合しない生産物を含む取引、GLOBALG.A.P.の認証に関する生産者による誤った連絡、GLOBALG.A.P.の商標の誤用、あるいは支払いが契約条件に従って行なわれていない、など。

6.2 GLOBALG.A.P.認証を取得し維持するための要求事項

管理点および適合基準は、上位の義務、下位の義務、および推奨事項の 3 種類の管理点から構成されています。

GLOBALG.A.P.認証を取得するためには、以下の事項が要求されています。

上位の義務: 該当するすべての上位の義務、および QMS の管理点に 100%適合することが義務付けられています。

下位の義務: 適用されるすべての下位の義務の管理点に 95%適合することが義務付けられています。

推奨事項: 適合の最低割合は求められていません。

生産者は、署名された契約（現行版では GLOBALG.A.P.サブライセンス契約および認証機関サービス契約）、ならびに現行バージョンの一般規則に定められた要求事項に適合するものとします。

6.2.1 下位の義務の適合数の計算

- a) 計算については、以下の計算式を適用するものとします。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{(それぞれのサブ} \\ \text{スコープについて} \\ \text{の下位の義務の管} \\ \text{理点の総数)} \end{array} \right. - \begin{array}{l} \text{(適用除外とした下位} \\ \text{の義務の管理点の総} \\ \text{数)} \end{array} \times 5\% = \begin{array}{l} \text{(下位の義務の管理} \\ \text{点に許容される不適} \\ \text{合の数)} \end{array}$$

例えば、（全農場基本 + 農作物基本 + 青果物: 122 - 52 の適用除外） x 0.05 = 70 x 0.05 = 3.5。

この例においては、許容される下位の義務の管理点の不適合の総数は 3.5 であり、小数点以下は切り捨てるものとします。したがって、この生産者には、下位の義務の不適合は 3 つまでしか許容されません。

70 の適用可能な下位の義務の管理点 - 3 つの下位の義務の管理点の不適合 = 67。これにより適合率は 95.7%となります。ところが 3.5 が 4 に切り上げられると、適合率は 94.2%になり、それは認証規則の不順守になります。

注記: 例えば、94.8%の適合率を 95%（合格基準の割合）に切り上げることはできません。

- b) すべての場合において、適合（または不適合）を示す計算は、検査後にも確認可能であるものとします。

6.2.2 該当する管理点

- a) 上位および下位の義務についての適合の割合を計算するために考慮される管理点は、生産物および認証スコープに依存します。申請者は、各個別のサイトおよび生産物が認証要件に適合することを確実にするものとし、したがって、適合率は、各サイトおよび生産物に適用可能なすべての管理点を考慮して計算されるものとし、

例：青果物のための認証を取得しようとしている生産者は、全農場基本（AF）、農作物基本（CB）、および青果物（FV）のモジュールを組み合わせた、該当する上位の義務の 100%、および該当する下位の義務の少なくとも 95%に適合する必要があります。

例：コンバイン作物および乳製品の認証を取得しようとしている生産者は、以下のように、該当する上位の義務の 100%と、該当する下位の義務の 95%に適合する必要があります。

- コンバイン作物について：全農場基本（AF）、農作物基本（CB）、およびコンバイン作物（CC）のモジュールを組み合わせたものです。
- 搾乳場について：全農場基本（AF）、家畜基本（LB）、牛および羊（CS）、ならびに乳製品（DY）のモジュールを組み合わせたものです。

例：生産者は、サヤインゲンおよびコーヒー（緑）の認証を取得しようとする際に、上位の義務の不適合が、コーヒーのサブスコープで検出された場合は、コーヒーで認証を受けることはできません。その場合、責任のある認証機関が、コーヒーのサブスコープにおける上位の義務の不適合に起因する生産者および生産の高潔性についての懸念はないと判断すれば、サヤインゲンのみ認証を受けることができます。

例：生産者は、豚および野菜の認証を取得しようとする際に、全農場基本において、上位の義務で 1 つの不適合が検出された場合は、豚も野菜も認証を受けることができません。

- b) QMS を伴わないマルチサイトでは、適合率は 1 つのチェックリストで計算されます。すべてのサイトに対して該当する共通の管理点は、すべてのサイトについて考慮する必要があります。
- c) QMS を伴うマルチサイトでは、適合率はサンプル抽出された生産サイトごとに計算され、各生産サイトは認証要件に適合するものとし、すべてのサイトに対して該当する共通の管理点（例えば、化学薬品の共同保管庫）は、すべてのサイトについて考慮しなければなりません。
- d) 生産者グループでは、適合率はサンプル抽出された生産者ごとに計算され、各生産者メンバーは認証要件に適合するものとし、すべての生産者に対して該当する共通の管理点（例えば、化学薬品の共同保管庫）は、すべての生産者について考慮しなければなりません。

6.3 認証判定

- a) 認証機関は、未解決の不順守が解決してから最長 28 日以内に認証判定を行うものとし、検査/監査中に不順守が検出されない場合には、それは、認証機関が検査/監査終了後 28 日以内に決定を下さなければならないということを意味します。
- b) 認証機関に対するいかなる苦情または異議申し立ても、各認証機関の苦情および訴えの手順に従います。その手順は、各認証機関が定め、その顧客に連絡するものとし、認証機関が十分に対応しなかった場合には、苦情は、GLOBALG.A.P.のウェブサイト (www.globalgap.org) で入手可能な GLOBALG.A.P.の出来事/苦情の書式を使用して GLOBALG.A.P.事務局に提出することができます。

- c) 生産者が、FSS の該当するすべての上位の義務の 100%、および該当するすべての下位の義務の 95% に適合する場合、対応するバージョンの IFA 検査の結果に基づいた食品安全基準（FSS）の認証書を発行することが可能です。

6.4 制裁

- a) 不順守が検出される場合、認証機関はこのセクションで示すように、制裁（警告、一時停止、または取り消し）を適用するものとします。
- b) 生産者は、それぞれの制裁に繋がる不順守が十分なレベルに解決するまで、認証機関を変更することができません。
- c) 制裁を出した認証機関または生産者グループだけが、（フォローアップの訪問、その他の書面、あるいは物的証拠のいずれかに基づく）是正措置の十分かつ適切な証拠があれば、それを解除する権利があります。
- d) 生産者が IFA と FSS との両方に対して認証を受けており、制裁の理由が FSS 認証の要求事項に対しての不順守である場合、IFA と FSS の両方に制裁が同時に適用されます。

6.4.1 警告

- a) 警告は、発見された不順守のすべての種類（つまり、CPCC、GR または契約要求事項の不順守）について出されます。
- b) 不順守が検査中に検出された場合、検査結果が確定した時に生産者に対し警告が出されるものとします。この報告書は、その認証機関の認定機関によって変更される可能性があります。
- c) 初回検査：
 - (i) 個別生産者または生産者グループが、初回検査の後、28 日以内に上位の義務の 100%および下位の義務の 95%の管理点に適合していない場合、「未解決の不順守あり」というステータスが GLOBALG.A.P.のデータベースに設定されます。
 - (ii) 警告の原因が 3 か月以内に解決されない場合、認証書は発行されず、再検査となります。
- d) 更新検査：
 - (i) 不順守は、28 日以内に解決されるものとします。
 - (ii) 契約、一般要求事項、または上位の義務についての不順守の場合には、認証機関は認証書を一時停止する前に、不順守を解決するために生産者にどれ位の期間が与えられるか決定するものとします。この期間は 28 日を超えてはならず、労働者、環境、および消費者の安全性に関する不順守の重要性に従って、短くなる可能性があります。食品安全、労働者の安全、環境、消費者、および/または生産物の高潔性（すなわち、非認証品を認証品として販売）に対する深刻な脅威が存在する場合、即時停止が行われるものとします。これは、公式の警告書によって連絡されます。

6.4.2 生産物の認証の一時停止

- a) 警告の原因が定められた期間（最長 28 日）以内に解決されない場合、認証機関または生産者グループによって、認証の一時停止がそのメンバーに直ちに課されるものとします。
- b) 認証機関は、その認証機関が生産者および生産者グループに出した、生産物の認証の一時停止を解除することができます。
- c) 生産者グループは、その生産者グループが生産者メンバーに出した、生産物の認証の一時停止を解除することができます。
- d) 一時停止は、認証の対象となる生産物のいくつか、または、すべてに適用することができます。
- e) 個別生産者（単一またはマルチサイト）の生産物の認証を部分的に一時停止することはできません。つまり、すべての生産物の認証は一時停止されるものとします。
- f) 一時停止が適用される場合、認証機関/生産者グループは是正期限（12 か月以内）を設定するものとします。
- g) 一時停止の期間中に、生産者は、GLOBALG.A.P.のロゴ/商標、ライセンス/認証書、あるいは認証を一時停止された生産物に関して GLOBALG.A.P.に紐づくその他の文書を使用することを禁じられます。
- h) 生産者から、不順守が定められた是正期限の前に解決されると認証機関に通知された場合、それぞれの制裁は十分な証拠があることを条件として、解除することができます。
- i) 一時停止の原因が是正期限内に解決されない場合、認証は取り消しとなります。
- j) 認証機関または生産者グループが生産物の認証の一時停止を解除または取り消さない限り、一時停止は維持されます。

6.4.2.1 自己申告による生産物の認証の一時停止

- (i) 生産者または生産者グループは、（認証機関が既に制裁を課していない限り）自由意思により、認証が対象とする生産物のいくつか、またはすべての認証の一時停止をそれぞれの認証機関に依頼することができます。これは、生産者が基準を順守することが困難で、不順守を解決するための時間が必要な場合に起こる可能性があります。
- (ii) この認証の一時停止に際して、更新日を遅らせることも、生産者が登録料およびその他の料金の支払いを避けることもできません。
- (iii) 不順守の是正期限は、申告する生産者/生産者グループによって定められ、それはそれぞれの認証機関と合意されるものとします。
- (iv) 生産者グループのメンバーもまた、自由意思により、自らの生産物の認証を一時的に停止することをグループに依頼することができます。ここにおいても、不順守の是正期限は、申告した生産者によって設定され、それぞれの QMS のある生産者グループと合意されるものとします。
- (v) GLOBALG.A.P.のデータベースでは、「自己申告による一時停止」というステータスが、それぞれの生産物について設定されるものとします。

6.4.3 取り消し

- a) 契約の取り消しは、次の場合に出されるものとします。
 - (i) 認証機関が、GLOBALG.A.P.の要求事項の順守について不正行為および/または信頼を揺るがす証拠を見つけたとき。
 - (ii) 生産者/生産者グループが、認証機関/生産者グループによって設定された認証一時停止の是正期間中に、有効な是正措置の証拠を示すことができなかったとき。
- b) 契約の取り消しは、GLOBALG.A.P.のロゴ/商標、ライセンス/認証書、あるいは GLOBALG.A.P.に関連する可能性のあるあらゆる機器または文書の使用を全面的に禁止します（すべての生産物、すべてのサイト）。
- c) 取り消しの決定を受け取った生産者は、取り消し日から 12 か月以内に GLOBALG.A.P.認証を再び受けることはできません。

6.5 通告および異議申し立て

- a) 生産者は、連絡された不順守を解決するか、あるいは不順守に対して認証機関/生産者グループに書面で訴え、その訴えについての理由を説き示さなければなりません。
- b) 不順守が定められた是正期限内に解決されない場合、制裁は段階的に拡大されます。

6.6 認証機関の制裁

- a) GLOBALG.A.P.と認証機関との間で締結された認証および使用許諾契約に関して、認証機関が決められた手順または条項に従っていないという証拠が出てきた場合、GLOBALG.A.P.は認証機関を制裁する権利があります。（詳細については、一般規則パート III を参照）

6.7 GLOBALG.A.P.認証および認証サイクル

- a) GLOBALG.A.P.認証は、申請者である法人に対してのみ発行することができます。
- b) 取引流通業者の名前は、次の但し書きでのみ認証書に任意に記載することができます。「XYZ を通して独占的に取引することが可能」
- c) 生産サイトが法人を変更する場合、認証はある法人から別の法人に移行できません。この場合には、更新検査の規則に従った完全な検査が必要です。新しい法人は新しい GGN を受取するものとします。
- d) 認証サイクルは、制裁や是正のために認められた延長も含め 12 か月になります。
- e) IFA バージョン 5 の検査結果に基づいた食品安全基準バージョン 5 の認証書を同時に発行することができます。

6.7.1 認証書の情報

- a) 認証機関によって発行される認証書は、別紙 I.3 に用意されたテンプレートに合致していなければなりません。その書式は異なっても構いませんが、テンプレートと同じ情報が含まれていなければなりません。
- b) 認証書の発行時点で、GLOBALG.A.P.データベース上にあるその GGN に関する情報と認証書の記載内容とが一致していなければなりません。

- c) 認証スコープは、認証書に明記されるものとします。
- d) 認証判定日: 不順守がすべて確定した後、認証機関が認証判定を下す日付。(例えば、2015年2月8日)
- e) 発効日:
 - (i) 初回認証: 初回の発効日は、認証機関が認証判定を下した日です。(例えば、2016年2月8日)
 - (ii) 更新認証: 発行された更新の認証書の「発効日」は、初回の証明書の「発効日」と常に同じ月日です(例えば、2016年2月8日、2017年2月8日など)。ただし、前回の認証書の有効期限後に認証判定が行われた場合を除きます。この場合には、「発効日」は認証判定日と一致するものとします(例えば、前回の認証書の有効期限: 2016年2月7日、認証判定日: 2016年2月25日、発効日: 2016年2月25日、満了日: 2017年2月7日)。
 - (iii) 新しい生産物が認証書の有効期間中に追加された場合、その認証サイクル(発効日 - 満了日)はそのまま維持されます。新しく追加された生産物が元の「発効日」よりも遅く認証され、かつ、追加されることを認証機関が明示したいと考える場合、認証書の各生産物の個々の「発効日」を追記できます。

これは任意の追加情報です。例えば、あるオレンジの認証書は、2016年1月1日から有効です。この認証にトマトが2016年3月1日に追加されました。元の「2016年1月1日から有効」は残りますが、トマトについては、認証書に「2016年3月1日から有効」と記載することができます。
- f) 満了日:
 - (i) 初回認証: 発効日に1年を加算し、1日を減算。認証機関は、認証サイクルおよび有効性を短縮することができますが、それを延長することはできません。
 - (ii) 更新認証: 発効された更新の認証書についての有効期限は、元の認証書の「満了」日と常に同じ月日です(例えば、2016年2月7日、2017年2月7日など)。
- g) 生産者が、異なる認証機関によって異なる生産物について認証される場合、認証書は異なる認証サイクル(発効日から満了日まで)になる場合があります。
- h) 生産者が、IFAバージョン5とFSSバージョン5とを組み合わせた認証書を取得した場合、その認証書の「有効期限」の日付は同一の日になります。

6.7.2 認証書の有効期間の延長

- a) 妥当な理由がある場合のみ、その有効期間は12か月を超え、最長4か月間延長することができ、監査/検査の報告書に記録されるものとします。延長が妥当であると認められるのは、次の場合のみです。
 - (i) それまでの検査/監査では見られなかった生産物の安全面でリスクの高いプロセス、または新たに追加された生産物、プロセス、あるいは生産者グループの新規または特定のメンバーを見るため、認証機関が、認証の有効期限よりも後に現地検査/監査を追加した場合。
 - (ii) 認証機関の資源的制約。

(iii) 自然災害、その地域における政情不安、健康上の理由による生産者の操業停止等で、認証機関が現地検査/監査を行なうことができなかった場合。生産者がその管理を超えた状況（不可抗力）により、認証機関の検査および監査を受けることができなかった場合。

- b) 生産者の要求に応じて、（延長した認証書を発行した）認証機関は、認証書の元の有効期間内に次のサイクル全体のために GLOBALG.A.P.のデータベース内の生産物を再受理します。
- c) 次のサイクルの登録費用は全額支払われるものとします。
- d) 生産者はその延長期間内に再検査や再監査を受けるものとします。
- e) 生産者は、延長が認められたサイクルにおいて認証機関を変更することはできません。
- f) 延長されておらず、「再受理」されていない認証書が期限切れになり、（同じ認証機関によって行われる）次の検査が期限切れから 12 か月未満で行われる場合、新しい認証サイクルとみなされます。、以前と同じ「満了」日に設定すれば、以前のサイクルに戻すことができます。認証書が延長された場合、そのサイクルは同じままです。ただし、認証書が 12 か月を超えて終了した場合、CB は、初回（最初の）検査のための規則を適用するものとします。

6.7.3 GLOBALG.A.P.認証の維持

- a) 関連するスコープについての生産者および申請された生産物の登録は、セクション 4.2 および 4.3 に既に説明されているすべての条件に従って、有効期限内に認証機関で毎年確認されるものとします。
- b) 検査員は、チェックリストおよび検証プロセス全体を毎年完遂するものとします。

7. ファームアシュアラー

- a) 生産者/生産者グループは、認証の実施および維持の間にコンサルタントのサービスを利用することができます。これらのコンサルタントは、GLOBALG.A.P.に許可された農場保証者でも構いません。このネットワークに含まれる訓練を受けた個々のコンサルタントのリストは、<http://www.farmassurer.org/>。
- b) ファームアシュアラーは GLOBALG.A.P.システムに関する実務的な知識をもち、最新の動向を把握していなければなりません。

8. 略語および参考資料

8.1 略語

AB	認定機関	CB	認証機関 / IFA の農作物基本
CC	適合基準	CoC	加工・流通過程
CP	管理点	CPCC	管理点と適合基準
IFA	総合農場保証	HACCP	危害分析重要管理点
NTWG	国別技術作業部会	TC	技術委員会

CBC	認証機関委員会	IAF	国際認定フォーラム
MLA	多角的協定	EA	欧州認定協力機構
CL	チェックリスト	QMS	品質マネジメントシステム
BMCL	ベンチマークのチェックリスト	GFSI	世界食品安全イニシアチブ
IPRO	高潔性プログラム	CIPRO	認証高潔性プログラム
CFM	配合飼料製造	PHU	生産物取り扱い単位
FSS	食品安全基準	PPM	栽培用種苗
PSS	生産安全基準	NIG	国別解釈ガイドライン

8.2 参考文書

- a) ISO/IEC 17065 : 2012 適合性評価 - 生産物、プロセスおよびサービスの認証を行う機関に対する要求事項
- b) ISO/IEC 17020:2004 検査を実施する各種機関の運営に関する一般的な基準
- c) ISO/IEC 17025:2005 試験所および校正機関の能力に関する一般要求事項
- d) ISO/IEC 17011:2004 適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項
- e) ISO 19011: 2011 品質および/または環境マネジメントシステム監査のための指針

別紙 I.1 GLOBALG.A.P.の商標およびロゴの使用規則

GLOBALG.A.P. は「GLOBALG.A.P.」商標の所有者です。つまり、「GLOBALG.A.P.」という言葉、GLOBALG.A.P.のロゴ、および、「G」の形状のロゴを総称して「GLOBALG.A.P.商標」と言います。

「QRコード・ロゴ」は、この別紙I.1、2.iiiに示されるGLOBALG.A.P.が所有するクイック・レスポンス・ロゴのデザインを指しています。

認証機関は、生産者がGLOBALG.A.P.商標およびQRコード・ロゴを常に正しく使用していることを検証することが求められます。これらの規則を侵害した場合、制裁を受ける可能性があります。

1. GLOBALG.A.P.の商標および QR コード・ロゴ

- (i) 認証を受けた生産者/組織は、基準を順守し、認証機関に登録されている生産場所、取り扱い施設、取引場所の範囲内においてのみ、商標のもと、また該当する場合は QR コードのもとに、生産物を流通する権利が与えられます。
- (ii) 認証を受けた生産者は、GLOBALG.A.P.システムの要求事項を順守している生産物に関連する範囲でのみ、商標および/または QR コード・ロゴを使用できます。GLOBALG.A.P.会員の登録申し込みをしていない認証生産者が、GLOBALG.A.P.のロゴおよび/または「G」の形のロゴを使用する場合は GGN と組み合わせるものとします。
- (iii) GLOBALG.A.P.の商標は、生産物そのものや最終消費者向けの包装資材、あるいは売り場の認証生産物一つ一つと直接紐づく場所では決して表示されないものとします。
- (iv) QR コード・ロゴは、生産物そのものや最終消費者向けの包装資材、または認証生産物を販売している場所で表示することができます。
- (v) 認証を受けた生産者は、GLOBALG.A.P.の認証生産物のみを載せたパレットに GLOBALG.A.P.の商標を使用することができます。売り場で使用することはできません。
- (vi) GLOBALG.A.P.認証生産者は、企業間のコミュニケーション、トレーサビリティ、生産現場での区分管理・識別の目的で、GLOBALG.A.P.の商標および QR コード・ロゴを使用することができます。
- (vii) GLOBALG.A.P.の会員登録を行った小売業者、生産者、および、その他の組織は、宣伝用の印刷物、ウェブサイト、チラシ、業務用名刺、ハードウェア、および電子ディスプレイ（認証済みの生産物に直接関連付けされた生産物ラベルとして表示されないものとします）、および企業間コミュニケーションの中で商標を使用することができます。
- (viii) GLOBALG.A.P.が認定した認証機関は、企業間コミュニケーション、GLOBALG.A.P.の認証活動に直接関連している宣伝用資料、および認証機関が発行する GLOBALG.A.P.の認証書に商標を使用することができます。また、発行する GLOBALG.A.P.の認証書において QR コード・ロゴを使用することもできます。
- (ix) GLOBALG.A.P.の商標は、宣伝用品、衣料用品、アクセサリ、あらゆる種類の袋、またはパーソナルケア用品にも使用できません。
- (x) GLOBALG.A.P.の商標は、最終消費者向けに販売しない配合飼料製造（CFM）認証済みの材料、GLOBALG.A.P.認証済みの栽培用種苗、IFA 認証済みの水産養殖の資材（例えば、卵、種苗など）、最終生産物（GLOBALG.A.P.の生産物リストに記載済み）の生産のために使用する資材、

IFA 認証済みの畜産資材（例えば、ひよこ）には使用することができますが、最終消費者への販売場所では表示できません。

2. 仕様

- (i) 生産者は、GLOBALG.A.P.によって提供された方法でのみ商標、また該当する場合には、GLOBALG.A.P.の QR コード・ロゴを使用し、それを変更、修正、あるいは改変しないものとします。ただし、生産者は自らのロゴを立案し、それらの中に QR コードを埋め込むことができます。
- (ii) GLOBALG.A.P.のロゴは、常に GLOBALG.A.P.事務局から入手されるものとします。これにより、下に示す正確な企業カラーおよびフォーマットが保証されます。



GLOBALG.A.P.

- (iii) GLOBALG.A.P.の QR コード・ロゴ（意匠の詳細については、<http://www.globalgap.org> を参照）



- (iv) 埋め込まれた QR コードは、以下の情報を含むことができます。
 - (i) 生産物にラベルを付ける生産者または企業の GGN
 - (ii) GLOBALG.A.P.のデータベースに関連付けられる GGN 検証ウェブサイトの URL
 - (iii) GLOBALG.A.P.のデータベースの URL
 - (iv) 生産物のバッチ番号
 - (v) 生産者のウェブサイトのリンク先
 - (vi) 上記の組み合わせ

3. GLOBALG.A.P.番号 (GGN)

- (i) GLOBALG.A.P.番号 (GGN) は、接頭辞「GGN」と 13 桁の数字の組み合わせであり、GLOBALG.A.P.の商標には含まれません。GGN は GLOBALG.A.P.システム内のすべての生産者および法人に対して固有のものであります。この番号は、現地の GS1 機関 (www.gs1.org) が発行し、そこから購入する既存の GLN (Global Location Numbers) があればそれを使用し、ない場合の代替として、GLOBALG.A.P.が独自に暫定 GLN を割り当てます。GGN は、技術的には GLOBALG.A.P.が所有する唯一の GLN のサブ GLN という位置づけであるため、GGN と GLN とは同等ではありません。GGN の使用上の制限に注意してください。
- (ii) GGN は、登録済みまたは認証済みの生産者を識別します。また CCCC に示されている場合のみ使用することができます。GGN は、認証されていない生産物のラベルには使用できません。GGN (例えば、GGN_1234567890123) は、生産物および生産物の最終消費者向けの包装に、あるいは個々の認定済みの生産物に直接紐づく売り場に表示することができます。GGN は、認証済みの生産物が含まれる取引/販売の文書にのみ使用されるものとします。取引/販売の文書が、認証済みの生産物と非認証の生産物を含んでいる場合、認証済みの生産物は、関連する全農場基本の管理点および適合基準で要求されるとおり明確に識別されるものとします。
- (iii) GGN をラベルに付ける法人は、GLOBALG.A.P. IFA、CFM、PPM、CoC の有効な証明書、あるいは CoC と同等の基準の認証書の保有者であるものとします。
- (iv) GGN は、(変換された) デジタル・コードで使用することができます。例えば、バーコード、EAN 番号、一般的な QR コード、GLOBALG.A.P.の QR コード・ロゴのフォーマットなど。ただし、製品ラベルおよび/または取引文書に GGN を含めることが CCCC によって要求されている場合、GGN は人が判読可能なフォーマットで表示する必要があります。
- (v) サブライセンスおよび認証契約の終了時に、商標、GGN、または QR コード・ロゴを含め、その生産者が GLOBALG.A.P.認証を保有していると主張する権利も直ちに消滅します。
- (vi) GGN は、GLOBALG.A.P.システムに関してのみ使用されるものとします。
- (vii) その他の状況または追加の申請で組織を特定する必要が生じた場合はいつでも、その組織は自身の GLN を申請し、この番号を GLOBALG.A.P.に報告し、この番号で組織を登録し、適宜 GGN を削除することができます。GLN で GLOBALG.A.P.システムの GGN を置き換えます。

4. GGN 認証生産物ラベル

- (i) GLOBALG.A.P. IFA (例えば、水産養殖または花卉観葉植物)と加工・流通過程の管理 (CoC) 認証の生産者/企業が『GGN 認証ラベル』を自動的に使用することはできません。
- (ii) 『GGN 認証ラベル』は、GLOBALG.A.P. IFA または加工・流通過程の管理の認証を受けた法人のみが特別なライセンス契約に基づいて使用することができます。生産者と企業は、ウェブサイト : info@ggn.org にてラベル使用の申請をするものとします。
- (iii) 承認された『GGN 認証水産養殖ラベル』
- (iv) 承認された『GGN 認証植物ラベル』



別紙 I.2 GLOBALG.A.P.登録用データの要求事項

1. 必要なマスター・データの種類

認証機関は、以下のデータを記録しなければならず、それに応じて GLOBALG.A.P.データベースは（現在のデータベース・マニュアルにおいて要求されたとおり）更新される必要があります。

1.1 企業および位置の情報

1.2 生産サイト/生産物取り扱い単位の情報

1.3 生産物情報

この情報は、変更がある時には常に、また遅くとも、次の認証書のサイクルおよび/または再認証のための生産物の再受理と同時に更新されるものとします。

1.1 法人の企業情報

企業（生産者グループ、個々の認証書の保有者としての生産者、あるいは生産者グループにおける生産者メンバー）に関する以下の情報は、システム内の各生産者に固有な GLOBALG.A.P.番号（GGN）を提供するために必要です。

1.1.1 企業

- (i) 企業名
- (ii) 連絡先の詳細: 所在地、あるいは生産者の場所を記載するために入手可能な情報
- (iii) 連絡先の詳細: 郵便物の宛先
- (iv) 郵便番号
- (v) 市
- (vi) 州または省
- (vii) 国
- (viii) 電話番号（可能な場合）
- (ix) ファックス番号（可能な場合）
- (x) Eメールアドレス（可能な場合）
- (xi) GLN（可能な場合）
- (xii) 国別解釈ガイドラインによって要求される場合、国による法的な登録。この番号は、二重登録を避けるための内部検証にのみ使用されます。（例えば、納税者番号、VAT 番号、生産者番号など）
- (xiii) 前回の GLOBALG.A.P.番号（GGN）
- (xiv) 北緯/南緯および東経/西経、あるいは GLOBALG.A.P.によって定義され要求されている土地/施設レベルでの地理空間座標情報のその他の形式。最小入力精度レベルは ± 10 メートルであるものとします。生産者がこの情報を表示することを決定した場合、表示精度のレベルは、市場参加者については 10 m、一般については 1,000 m です。

1.1.2 連絡窓口（法人責任者）

これは、その法人に関して法的責任がある人物についての必須情報です。

- (i) 役職名

- (ii) 名
- (iii) 姓
- (iv) 電話番号（可能な場合）
- (v) ファックス番号（可能な場合）
- (vi) Eメールアドレス（可能な場合）

1.2 生産サイト/生産物取り扱い単位に関する情報

認証される企業（法人）の生産サイトまたは生産物取り扱い単位（PHU）に関する以下の情報が必要です。この情報はマルチサイト認証には必須です。また、登録された生産者の所有権の下で行われる生産物取り扱い作業を行うPHUの登録は必須です。

1.2.1 生産サイトおよび/または PHU

- (i) 生産物の取り扱い施設の企業名（外部委託されている場合）/生産サイトの名前
- (ii) 連絡先の詳細: 生産サイトを記載するための所在地または情報/生産物取り扱い単位の場所
- (iii) 連絡先の詳細: 郵便物の宛先
- (iv) 郵便番号
- (v) 市
- (vi) 国
- (vii) 電話番号（可能な場合）
- (viii) ファックス番号（可能な場合）
- (ix) Eメールアドレス（可能な場合）
- (x) 北緯/南緯および東経/西経、あるいは土地/施設レベルでの地理空間座標情報のその他の形式は任意です。最小入力精度レベルは ± 10 メートルであるものとします。生産者が、この情報を市場参加者および一般に示すことを決定した場合、表示精度レベルは10メートルです。
- (xi) GLOBALG.A.P.のデータベースに登録され次第、直ちに各生産現場で生産される生産物、または各PHUで取り扱われる生産物

1.3 生産物情報

この情報は、認証される生産物に関する詳細を提供し、生産者に登録料を請求するために使用されるものです。この情報は、外部検査中に相違が見つかった場合、更新されるものとします。

- a) 生産物
- b) 生産物ごとの並行生産/所有権
- c) 外部委託される作業
- d) 数量の情報（料金表で説明される要求事項に基づく）
 - (i) 作物: 年間生産面積（ヘクタール）、任意: 生産物あたりの予想収穫高（トン）。生産者の登録料は、GLOBALG.A.P.データベースに登録された生産面積に基づいており、露地作物及び施設作物の2つの分類に分かれます。多年生作物の場合、登録料の根拠となる面積は、生産力を有する面積です。つまり、若い、まだ生産力のない果樹は、料金を課されません。同様に、クリ

スマスツリーのような装飾品の場合には、登録料は、認証書の有効期間の年に収穫される面積にのみ適用されます。栽培中のすべての場所に関する情報を維持するために、生産および収穫される場所は、「最初の収穫」として登録され、収穫していない場所は「次の収穫」として登録されるものとします。

- (ii) 家畜: 生産物あたりの毎年の生産量 (Mt での生体重)
- (iii) 水産養殖: データベースに登録される生産物あたりの毎年の生産量 (ton 数) は、最初の監査では農場での収穫項目の生体重の最大推定 ton 数、また 2 回目の監査から、過去 12 か月間の農場での収穫項目の生体重の実際の ton 数とします。有機体の推定数は、親種/種苗について登録されるものとします。水産養殖認証に生産物の取り扱いが含まれている場合には、1 回目の監査では年間生産量 (ton) を登録し、2 回目の監査から年間の実際生産量 (ton) を登録するものとします。
 - (iv) 配合飼料製造: 毎年の生産量 (ton)
 - (v) 栽培用種苗: 年間生産面積 (ha)
- e) オプション (生産物ごと、1、2、3、4)
- f) 生産物ごとのスキーム名 (ベンチマーク済みのスキームの場合)
- g) 生産物ごとに利用される認証機関
- h) 販売先国 (例えば、欧州連合などの国々のグループを申告することは可能です)
- i) 総合農場保証の特定の要求事項:
 - (i) 作物: 露地あるいは施設
 - (ii) 作物: 認証サイクル中に同じ場所で二作以上作付をする場合、それぞれの作物。
 - (iii) 青果物について: 生産物ごとの、該当しない場合の収穫の除外。
 - (iv) 青果物について: 生産物ごとの、該当しない場合の生産物の取り扱いの除外。
 - (v) 青果物について: 該当する場合、生産物の取り扱いを外部委託する認証済み生産者の GGN。
 - (vi) 青果物について: 生産物の取り扱いが含まれる場合、生産者は、同じ生産物について他の認証済みまたは非認証の生産者のものも取り扱うかどうかを申告するものとします。
 - (vii) お茶について: 加工・流通過程 (Chain of Custody) の認証で示される加工単位の GGN は、生産者に通知され次第すぐに GLOBALG.A.P.のデータベースに入力され、変更がある時には必ず、認証機関に連絡され、更新されるものとします。
 - (viii) 家畜および水産養殖について: GGN が同じ (統合された作業) であっても、配合飼料を供給する配合飼料の GGN。GGN のない配合飼料の供給業者の場合、使用される供給業者の名前および認定済みのスキームで、データベース内の GGN を置き換えます。
 - (ix) 家畜について: 該当する場合、輸送業者の GGN は、GLOBALG.A.P.のデータベースに入力されるものとします。
 - (x) 水産養殖について: GGN が同じ (統合された作業) であっても、種苗供給業者 (義務) および養殖業者 (任意) の GGN は、GLOBALG.A.P.データベースに登録されるものとします。

別紙 I.3 GLOBALG.A.P. 認証書のテンプレート

認証機関ロゴ¹

認定機関シンボルマーク AB symbol
認定マーク²
認証機関番号: xxx³

GGN: xxxxxxxxxxxxxxxxxxxx⁴

生産者/生産者グループ登録番号 (認証機関発行) / ベンチマーク規格名
xxxxxxxx⁵

GLOBALG.A.P.⁶

認証書 CERTIFICATE

GlobalG.A.P.一般規則第__版の規定により、According to GLOBALG.A.P.

General Regulations Version⁷

オプション X⁸ Option X⁸

Issued to

認証グループ名 / 認証生産者名

事業者名、所在地

Producer group / Producer

Company name, address⁹

生産国名¹⁰ Country of production¹⁰

本認証書の認証範囲に含まれる生産者および生産場所/生産物取り扱い施設の詳細は別紙に記載¹¹。The annex contains details of the producers and production sites / product handling units included in the scope of this certificate.¹¹

認証機関[認証機関名] は、本認証書上に記載された品目の生産が下記の規格に適合することを宣言する : The Certification Body [Company Name] declares that the production of the products mentioned on this certificate has been found to be compliant in accordance with the standard:

スキームのロゴ Scheme Logo | 管理点と適合基準 第__版¹³ Standard Control Points and Compliance Criteria Version¹³

この基準文書[基準文書名]は GLOBALG.A.P.®ベンチマーク手順¹⁴により、GLOBALG.A.P. 基準文書[文書名および版名]との同等性を認められたものである。The [Standard Name] normative documents have achieved status of equivalence to GLOBALG.A.P. normative documents [Name and version] in accordance with the GLOBALG.A.P. benchmarking procedure.¹⁴

品目名 ¹⁵	GLOBALG.A.P. 品目認証番号 ¹⁶ Product Certificate Number ¹⁶	スコープ、サブスコープまたは個別品目 (詳細は下記参照) ¹⁷ Further columns scope, sub-scope or product specific (description see below) ¹⁷	生産者数/生産サイト数 ¹⁸	並行生産 ¹⁹	並行所有 ¹⁹

発行日 (認証書印刷日 printing date of certificate) : xx/xx/xxxx²⁰

認証発効 : 日/月/年²¹ Valid from: xx/xx/xxxx²¹

認証期限 : 日/月/年²² Valid to: xx/xx/xxxx²²

承認者名 Authorized by²³

判定日 of certification decision:

本認証書の最新のステイタスは <http://www.globalgap.org/search25> に掲載されています。 The current status of this certificate is always displayed at: <http://www.globalgap.org/search25>

認証機関連絡先²⁶ CB contact data²⁶

名称、所在地（メールアドレスも） Company name, Address (incl. Email)

GGN xxxxxxxxxxxxxxxx 別紙²⁸ ANNEX for GGN xxxxxxxxxxxxxxxx²⁸

発行日：日/月/年²⁰ Date of issue: xx/xx/xxxx²⁰

生産者グループメンバー（オプション 2 または 4）²⁹ Producer Group Members (Option 2 or 4)²⁹

GGN または GLN ³⁰ GGN or GLN ³⁰	生産者名、所在地 ³¹ Producer name and address ³¹	品目名 ³² Product (s) ³²	収穫後の取り扱い ³³ Product handling ³³	並行生産 ³⁴ Parallel production ³⁴	並行所有 ³⁴ Parallel ownership ³⁴

生産サイト（オプション 1 および 3）³⁵ Production Sites (Option 1 and 3)³⁵

サイト名、所在地 ³⁶ Site name and address ³⁶	品目名 ³² Product (s) ³²	並行生産 ³⁴ Parallel production ³⁴

収穫後のハンドリング施設（PHU）³⁷ Product Handling Units (PHUs)³⁷

GGN または GLN ³⁸ GGN or GLN ³⁸	施設名、所在地 ³⁹ PHU name and address ³⁹	品目名 ³² Product (s) ³²	並行所有 ³⁴ Parallel ownership ³⁴

注記

認証書は英語によるものとします。第二言語を認証書に追加することができます。

- 1 認証機関（CB）のロゴは、常にすべての証明書に表示されるものとします。
- 2 認定機関（AB）のシンボル/認定マークは、認定機関の規則に従ってすべての認定された認証書に記載されます。
例外事項：認証機関は承認されているものの、未だ認定されていない場合、以下の文面が認定機関のシンボルの代わりに表示されます。「GLOBALG.A.P.が承認した認証機関[企業名]が発行した認証書、ただし、ISO 65/EN45011/ISO 17065 の規則に従った GLOBALG.A.P.のスコープの認定を受けていない」あるいは単に「認定されていない認証書」。認定機関のロゴは、認証機関の認定範囲が、認証された GLOBALG.A.P.のサブスコープに対応する場合にのみ使用できます。
- 3 認定機関から認証機関に与えられる番号は、すべての認証書に記載されているものとします。
- 4 GLOBALG.A.P.番号（GGN）は、すべての認証書に表示されるものとします。認証書の所有者がグローバル・ロケーション番号（GLN）を所有している場合には、この番号は GGN に置き換わるものとします。「GLN」は「GGN」の代わりに使用することができます。
- 5 任意：認証機関またはベンチマーク済みのその他のスキームから割り当てられた生産者または生産者グループの登録番号は、すべての証明書に表示することができます。それは、用語「認証機関の略称」および数字（間に正確に1つの空白文字（例：□）がある、認証機関の略称（□）xxxxxxxxxxx）で構成されています。
- 6 スキームのロゴ
認定された GLOBALG.A.P.認証書の書面上：GLOBALG.A.P.ロゴが追加されるものとします。
承認済みの修正チェックリスト（AMC）：GLOBALG.A.P.のロゴは、AMC のロゴに追加されるものとします。
（12 項を参照のこと）
同等なその他のスキーム：GLOBALG.A.P.ロゴは、ベンチマーク済みのその他のスキームのロゴに追加することができます。
注記：認定されておらず、暫定的に承認された認証機関は、GLOBALG.A.P.のロゴを追加することは認められていません。
- 7 認証スキームおよびバージョン
GLOBALG.A.P.の認証書について：次のとおり入力のこと。例えば、「GLOBALG.A.P.の一般規則バージョン 5.x_日付」。常に、正確なバージョン（例えば、5.0_July2015）を示すこと。
承認済みの修正チェックリスト（AMC）について：記入すること。例えば、「GLOBALG.A.P.の一般規則バージョン 5.x_日付」。正確なバージョン（例えば、：5.0_July2015）を示すこと。
同等なその他のスキーム（オプション 3 および 4）の場合：正確な認証制度のバージョンを入力すること。例えば、認証制度 MPS-GAP、2013 年 4 月 1 日から有効。
- 8 オプションは、常に認証書に以下のように示されるものとします。
「オプション 1 - 個別生産者」、
「オプション 1 - 個別マルチサイト生産者」、
「オプション 1 - QMS を伴う個別マルチサイト生産者」、
「オプション 2 - 生産者グループ」、
「オプション 3 - 同等なその他のスキームの下の個別生産者」、

「オプション 4 - 同等なその他のスキームの下の生産者グループ」。

- 9 認証書の所有者（法人）および所在地の名前は、認証書に印刷されるものとします。所在地は、法人、および生産サイトの所在地を含んでいます。これらが異なっており、サイトが一カ所だけの場合、サイトの所在地は認証書、別紙のどちらに記載しても構いません。マルチサイト生産者の場合には、登録済みの生産サイトの所在地は認証書の別紙に記載されるものとします。
- 10 生産国はすべての認証書に記載されていなければなりません。
- 11 以下のいずれかに該当する場合にのみ適用されます。
- a) 認証書の所有者が生産者グループ（オプション 2 または 4）の場合、その生産者グループ・メンバーの名前はすべて別紙に記載されるものとします。
 - b) 生産物の取り扱いまたは梱包が、認証書の範囲に含まれており、所在地が異なる場合、すべての生産物の包装および取り扱い単位（PHU）は別紙に記載されるものとします。
 - c) マルチサイト（オプション 1 または 3）の認証の場合、マルチサイトのすべてのサイトは、別紙に記載されるものとします（35 項を参照）。
 - d) マルチサイト認証の所有者で並行生産/並行所有があると登録されている場合、認証された生産物のすべての生産サイトおよび PHU（包装および取り扱い）は、別紙に記載されるものとします。

* 生産物の取り扱いの定義:

生産物の取り扱い: 収穫後に行われる生産物のすべての取り扱いで、生産物が他の資材または物質と物理的に接触する可能性のあるもの。青果物のサブスコープについては、保管、薬剤処理、トリミング（調整）、洗浄などが含まれますが、生産物の加工は含まれません。水産養殖のサブスコープについては、関連する CPCC に記載されている処理を含んでいます。（氷による貯蔵、締め、血抜き、内蔵除去、3 枚下ろし、再梱包、凍結、調理、など）

- 12 AMC または同等なその他のスキームの証明書の場合、その他のスキームのロゴが表示されることがあります。
- 13 管理点および適合基準（CPCC）のバージョン（例えば、「GLOBALG.A.P.の管理点および適合基準 総合農場保証バージョン 5.0_2015 年 7 月」または「一般規則 v 3.0_2013 年 1 月 29 日」）。
- 全農場基本モジュールのバージョンだけを示すこと。
- 承認された国別解釈ガイドラインが「生産国」において公表されている場合、そのバージョンを示します。例えば、「GLOBALG.A.P.管理点および適合基準（CPCC）バージョン 5.0_july2015 - チリ向け解釈ガイドライン（発行日）」。
- 14 同等なスキームおよび AMC にのみ適用可能です。
- 15 認証済みの生産物は、GLOBALG.A.P.の生産物リストに従って常に記載されるものとします。より多くの詳細情報をカッコ内に含むことができます。例えば、種の段階（種固有の情報: 卵、スモルト、幼魚、サケ・マスの幼魚、幼生、稚魚、牡蠣の卵、甲殻類の幼生、しらす、その他）、あるいは並行生産の場合には、種類（バナナ - キャベディッシュ）。花卉および観賞用植物のサブスコープについては、認証済みの品種は、このカッコ内に常に含まれるものとします。例えば、屋内で栽培された花卉 - バラ。
- 16 GLOBALG.A.P.の生産物認証番号は、紙の認証書に印刷されるものとします。この番号は、生産物および証明サイクルごとの、GLOBALG.A.P.のデータベース内の証明書の参照コードです。GLOBALG.A.P.の生産物認証書の

番号は、システムで自動的に生成され、5つの数字、5つの文字、および1つの接尾辞（#####-ABCDE-####）から成り立っています。与えられた認証サイクル内での認証書の変更は全て、接尾辞に反映されます。

¹⁷ 表内の生産物に関連付けられる列と対応する属性は、スコープ、サブスコープ、または生産物固有です。

作物について:

生産物	GLOBALG.A.P.の生産物 認証書番号	収穫が含まれるか	生産物の取り扱いが含まれるか	生産者/生産サイトの数	並行生産	並行所有

注記:

収穫が含まれるか: 生産物の取り扱いが含まれる場合、このデータフィールド（列）は省略することができます。

生産物の取り扱いが含まれるか: 生産物の取り扱いが含まれない場合には、「いいえ」と入力すること。生産物の取り扱いが含まれる場合、「圃場」または「施設」または「圃場 + 施設」で行われるかどうかを示すこと。

数量（任意）: 生産物ごとに面積（ha）を記載することができます。数量（haあたりの）が表示される場合には、「露地」および「施設」を分けるものとします。

栽培用種苗（例えば、種子、種苗）が認証範囲に含まれる場合、以下の但し書きが認証書の1ページ目に追加されるものとします。「栽培用種苗サブスコープの下で認証済みの生産物は、人間または家畜による直接消費を目的としません」

畜産品について:

生産物	GLOBALG.A.P.の生産物 認証書番号	生産者/生産サイトの数	並行生産	並行所有	生体重 (ton)

数量（任意）: トン数（生体重、乳製品を除く）が認証書に含まれることがあります。

水産養殖生産物について:

生産物	学名	GLOBALG.A.P.の生産物 認証書番号	種親の購入	種の購入	生産物の取り扱い	検査時に GFSI が承認した (農場出荷後) 証明書。	生産者/生産サイトの数	並行生産	並行所有

注記:

学名: 学名は、GLOBALG.A.P.の生産物リストに従って記載されるものとします。

種親の購入: はい/いいえを記入すること。

種の購入: はい/いいえを記入すること。

生産物の取り扱い: はい、または、いいえを入力すること。収穫/捕獲後の作業が生産現場と異なる住所で行われる場合、別紙にその旨を記載するものとします。

検査時にGFSIが承認した(農場出荷後)証明書: 生産物の取り扱いが該当する場合、あり(企業に有効なGFSIの承認済み農場認証書がある場合)あるいは、なし(企業に有効なGFSIの承認済み農場認証書がない場合)を記入すること。生産物の取り扱いが該当しない場合、この列は削除されるものとします。(AB15.7.1を参照のこと)

¹⁸ 生産者グループ(オプション2および4)の場合には、別紙に記載されている承認済みの生産者の数を入力すること。マルチサイト生産者(オプション1および3)の場合には、別紙に記載されている登録済みの生産サイトの数を入力すること。

¹⁹ 非認証の生産物または認証済みの生産物の並行生産/並行所有の場合に適用可能。(はい/いいえ、を記入すること) すべての PHU およびサイトの取り扱い、あるいは生産している認証済みの生産物は別紙に記載されるものとします。

²⁰ 発行日は紙の認証書の印刷日です。それは、認証書の最初のページ、および関係する別紙に記載されるものとします。この日付は、認証書および別紙の各ページのフッターに含めることができます。

²¹ 認証書「発効日」の日付は、認証サイクルの始まりを定義します。

新しい生産物が認証書の有効期間中に追加された場合、その認証サイクル(発効日 - 満了日)はそのまま維持されます。新しく追加された生産物が元の「発効日」よりも遅く認証され、かつ追加されることを認証機関が示したいと考える場合、認証書の各生産物の個々の「発効日」を追記する可能性があります。これは任意の追加情報です。例えば、認証書は、2015年10月1日から有効なオレンジの認証に。トマトが2016年3月1日に追加されました。元の「2015年10月1日から有効」は残ります。トマトは、認証書において「2016年3月1日から有効」と記すこともできます。

²² 認証書「満了日」の日付は、認証書の有効期限です。

²³ ブロック体で書かれた認証書を認可した人の姓名。この人が認証書に署名するものとします。

²⁴ 「認証判定日」がすべての認証書に表示されるものとします。それは認定委員会が認証判定を下した日付です。

- 25 この注記は、GLOBALG.A.P.のデータベースの検証のみが認証書の現在の状態を証明することを示すために、すべての書類に追加されるものとします。さらに、認証機関は、GGN 検証サイトへのリンクを含む QR コードを追加することができます。
- 以下は、QR コードに変換することができます。
- モバイル・ウェブサイトへのリンク: <http://database.globalgap.org/search/40xxxxxxx>
- GLOBALG.A.P.のウェブサイトへのリンク:
<https://database.globalgap.org/GLOBALG.A.P./login.jsp?loginMode=1&searchQuery=40xxxxxxx>
リンクの終わりにある 40xxxxxxx を生産者/生産者グループの GGN に置き換えること。
- 26 認証機関の連絡先窓口のデータ（企業名、所在地、電子メール）すべての認証書に表示されます。
- 27 ページ番号は、総ページ数（x/y ページ）を含むものとします。
- 28 該当する場合、別紙（認証保有者の GGN を含む）が追加されるものとします。
- 29 オプション 2 または 4 の場合には、生産者グループのすべての承認済みのメンバーは生産物ごとの表に記載されるものとします。
- 30 生産者グループの承認済みのすべてのメンバー（オプション 2 および 4）は、異なる法人であり、GGN を受け取ります。そのことは表に示されるものとします。それらは、GGN の代わりに、独自の GLN を持つことができます。
- 31 承認済みの生産者グループ・メンバーの氏名および所在地は、証明書に印刷されるものとします。
- 32 生産物は、生産者メンバー、生産サイト、または PHU ごとに承認されるものとします。
- 33 生産者メンバーが生産物の取り扱いを実施する生産物については「はい」、取り扱いを実施しない生産物については「いいえ」と記載すること。
- 34 非認証および認証済みの生産物の並行生産または並行所有がある場合には、これは 3 つすべての表に生産物ごとに示されるものとします。（つまり、オプション 2 および 4 については承認されたメンバーごと、オプション 1 および 3 についてはサイトごと、ならびに生産物取り扱い単位ごと）。はい/いいえ、を記入すること。
生産物の並行生産または並行所有がない場合には、これらの列は省略することができます。
- 35 オプション 1 または 3 のマルチサイトの場合には、登録済みのサイトがすべて記載されるものとします。
- 36 生産サイトの名前および所在地が記載されるものとします。
- 37 生産物の取り扱いがある場合には、登録済みの PHU がすべて記載されるものとします。
- 38 PHU が自らの GGN/GLN を持っている場合には、それが記載されるものとします。
- 39 PHU の名前および所在地は、所在地が生産サイトの所在地と同じでない限り、記載されるものとします。

別紙 I.4 GLOBALG.A.P.の用語の定義

最新版にある GLOBALG.A.P.の用語の定義をダウンロードするには[ここをクリック](#)すること。

Copyright

© Copyright: GLOBALG.A.P.. c/o FoodPLUS GmbH: Spichernstr. 55, 50672 Cologne; Germany. Copying and distribution permitted only in unaltered form.